

令和元年度
山梨県公共事業評価
意見書

令和元年11月20日

山梨県公共事業評価委員会

目 次

はじめに	P1
1 事前評価について		
1-1 事前評価実施にあたって	P2
1-2 個別事業に対する意見	P2
2 再評価について		
2-1 再評価実施にあたって	P5
2-2 個別事業に対する意見	P5
(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で		
継続することが妥当と判断した事業	P5
(2) 工期の変更を行った上で		
継続することが妥当と判断した事業	P9
(3) 事業費の変更を行った上で		
継続することが妥当と判断した事業	P10
3 事後評価について		
3-1 事後評価実施にあたって	P12
3-2 個別事業に対する意見	P12
4 審議経過	P16
5 令和元年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿	P17

はじめに

山梨県の社会資本をめぐっては、2027年のリニア中央新幹線の開業という県の発展が期待できる絶好の機会を迎えようとしている一方で、加速する社会資本の老朽化、大規模自然災害への備えなどの様々な課題を抱えている。このような状況において、県では限られた財源の中で、『安全安心を支える基盤づくりを進める「防災・減災」分野』、『地域資源を生かして活力ある地域づくりを進める「活力」分野』、『健やか・快適環境を創造する「くらし」分野』毎に重点目標を定め、社会資本整備を進めている。

これらの社会資本整備にあたっては、計画段階から事業実施中、事業完了後の全ての過程において、一層の透明性の向上を図り、事業を効果的、効率的に執行していくことが重要である。

山梨県では平成17年度から「公共事業評価システム」を本格導入している。事前評価においては、経済効率性や事業規模、事業手法、計画熟度などの妥当性や同種の事業間の優先度などの観点から事業実施の是非を総合的に評価する。再評価においては、社会経済情勢の変化、経済効率性、時間管理、コスト縮減などの諸観点から事業継続の是非を評価し、また事後評価においては、事業貢献度や経済効率性、改善措置の必要性などの観点から事業の達成度を評価することとしている。

本委員会は公共事業に対して意見を述べる機関として設置され、これまで多くの評価対象事業を審議しており、近年では平成29年度に15事業、平成30年度に20事業を審議し、公共事業評価の客観性及び透明性の確保を図ってきたところである。

本年度は、事前評価5事業、再評価12事業、事後評価8事業、合わせて25事業について、個別説明及び現地視察を経て、次のとおり意見をとりまとめたので具申する。

なお、今後の社会資本の整備にあたっては、本委員会の意見を十分尊重し、一層効果的、効率的な事業執行に反映されたい。

1 事前評価について

1-1 事前評価実施にあたって

公共事業の事前評価は、着手段階における意思決定プロセスの透明性、客観性の一層の向上を図るとともに、限られた財源を有効に活用するため、事業実施の妥当性や事業貢献度の観点から評価するものである。今回は、以下の5事業について事前評価の審議を行った。

事業に対する意見は次のとおりである。

1-2 個別事業に対する意見

①林道事業 林道^{もりさとおう}盛里^{いり}王の入線（都留市、上野原市）

この事業は、都留市朝日曾雌から上野原市秋山にまたがる森林を適切に管理経営し、主伐期を迎えた豊かな森林資源を活用するための基幹となる林道を整備するものである。

当該地区は、大部分が県有林であり、スギ、ヒノキを中心に主伐期を迎えた人工林が約7割を占めるなど森林資源が充実した地域のひとつであるが、路網が未整備であることから主伐に向けた課題となっている。

県では、本地区を木材搬出を集中的に行う「生産基盤強化区域」に設定することとしており、本事業により、高性能林業機械の導入による伐採作業の効率化や大型車両の搬入による木材運搬効率の向上などの森林施業の低コスト化が期待できることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

②道路事業 (主) 甲府昇仙峡線 (山宮拡幅Ⅱ期) (甲府市)

この事業は、甲府市山宮町において、甲府市街地から新山梨環状道路北部区間（仮称）牛句 IC へのアクセスを高めるとともに、歩行者等の安全性の確保を図るために、現道拡幅工事を行うものである。

当該区間は、甲府市街地と県内有数の観光地である昇仙峡とを結ぶ幹線道路であり、観光バス等大型車両の交通量が多いが、幅員が狭く通行に支障をきたしている。また、歩道も未整備であるため、歩行者及び自転車の通行が危険な状態となっている。

本事業により、新山梨環状道路北部区間（仮称）牛句 IC から甲府韮崎線千塚交差点間の道路ネットワークが強化され、甲府市街地とのアクセスが向上するとともに、歩行者等の安全の確保も期待できることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

③公園事業 舞鶴城公園 (甲府城跡) (甲府市)

この事業は、県市共同で策定した「甲府駅南口周辺地域修景計画」等に基づく甲府市中心市街地の活性化のための整備の一環として、舞鶴城公園を拡張整備するものである。

甲府市中心市街地は、空き店舗、空き地等も増えるなど空洞化が進み、賑わいが失われつつあるため、賑わいの創出を図る必要がある。

本事業により、お堀の一部復元と広場の拡充整備が行われ、これにより、観光客や県民が集い、憩い、交流でき、多彩なイベントにも対応できる広場空間が構築される。また、甲府市が整備する「歴史・文化ゾーン」「飲食・物販ゾーン」と連携し、甲府城南側エリア全体を一体的に整備することにより、地域の魅力を向上させ、中心市街地の賑わいの創出や回遊ネットワークの充実が期待できることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

④畑地帯総合整備事業 やちくら そぼづか 八千歳・蕎麦塚（笛吹市）

この事業は、笛吹市御坂町南西部のもも・ぶどうを基幹作物としている地域において、農作業の効率化や農作物の品質の改善を図るとともに、農地の集積・集約化による果樹産地の強化を目的とし、区画整理、農道・用排水路・畑地かんがい施設などの農業生産基盤を総合的に整備するものである。

現在は、狭小で不整形な農地が大半を占め、農道も幅員が狭いことから効率的な機械作業に支障があり、また、未整備の農道での輸送は農作物の品質低下に繋がるなど、農家の負担は大きく、果樹産地における営農の維持・拡大に向けて早急な整備が望まれている。

本事業により、農作業の効率化や農作物の品質の改善を図るとともに、農地の集積・集約化による果樹産地の強化の推進が期待されることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

⑤道路事業 （主）ちのほくとにらさき ながさかかみじょう 茅野北杜葦崎線（長坂上条）（北杜市）

この事業は、北杜市長坂町長坂上条において、交差点及びアンダーパス部を含む区間の安全性・円滑性を向上させるための改良を行うものである。

当該区間は、交差点の形状や道路線形が悪い上に、アンダーパス部付近の道幅が狭いことから、見通しが悪く危険な状況にあるほか、歩道がないことから歩行者の安全性が確保されていない。

本事業により、交差点の改良やアンダーパス部の拡幅が行われ、交通の安全性・円滑性が向上し、走行性が高まるほか、歩道整備により歩行者等の安全の確保も図られることから、事業の必要性は高く、実施が妥当である。

2 再評価について

2-1 再評価実施にあたって

公共事業の遅延による社会的便益の損失を防ぎ、公共事業のもたらす効果を早期、かつ最大限に発揮させるためには、事業進捗の厳密な管理と徹底したコスト縮減が重要である。

このため、事業の再評価では、事業着手から一定期間が経過した事業について、社会経済情勢の変化や進捗状況等を踏まえ、事業の見直しの必要性や時間管理を主眼に、今後の事業継続の是非を判断することとしている。今回は、以下の12事業について再評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

2-2 個別事業に対する意見

(1) 計画内容を見直し、工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

①中山間地域総合整備事業 みのぶほくぶ 身延北部（身延町）

この事業は、身延町北部の中山間地域において、用排水路、農道、鳥獣害防止施設といった農業生産基盤の整備を行うとともに、営農飲雑用水施設などの農村生活環境基盤等の整備を総合的に行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、用排水路・農道・集落道・鳥獣害防止施設・営農飲雑用水施設の内容変更による事業費の減額、及び関係機関との調整に時間を要したことによる事業期間の延伸である。

現在、8割程度の進捗が図られていること、本事業により、安定した農業用水の確保や獣害による農作物の被害のない安心できる営農環境の構築が期待できること、また、特産品である「あけぼの大豆」の収穫体験を通じた都市住民との交流も一層期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和4年度の完成に努められたい。

②中山間地域総合整備事業 うえのはらなんぶ 上野原南部（上野原市）

この事業は、神奈川県との県境に位置する上野原市南部の中山間地域において、用排水路、農道や鳥獣害防止施設といった農業生産基盤の整備を行うとともに、営農飲雑用水施設などの農村生活環境基盤等の整備を総合的に行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、鳥獣害防止施設・営農飲雑用水施設の内容変更に伴う事業費の増額と事業期間の延伸である。

現在、9割程度の進捗が図られており、本事業により、農作物の獣害防止や営農条件の改善が図られるとともに、営農飲雑用水施設の整備により安定した農業用水の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和2年度の完成に努められたい。

③畑地帯総合整備事業 いわて 岩手（山梨市）

この事業は、山梨市東・西地区内の果樹地帯において、農道や用排水路の整備及び区画整理を行い、優良農地を確保し、農作業の効率化・省力化を進め、農業生産力の向上を図るものである。

今回の見直し案の主たる内容は、農道・区画整理の内容変更に伴う事業費の増額と事業期間の延伸である。

現在、8割程度の進捗が図られていること、本事業により、農作業の効率化・省力化とともに、もも等の観光農園の拡大や高収益作物への転換が図られ、農業経営の安定化が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和4年度の完成に努められたい。

④道路事業 (都) ^{しんかんじょう}新環状・^{みどりがおか}緑が丘アクセス線、(主) ^{こうふやまなし}甲府山梨線

(一) ^{てんじんだいらこうふ}天神平甲府線 (^{つかはら}塚原ICアクセス) (甲府市)

この事業は、すでに供用済みの通称アルプス通りから新山梨環状道路北部区間へのアクセス性を高めるため、バイパス整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、(一) 天神平甲府線のバイパス機能を早期に発現させるため、事業区間を縮小し集中的な整備を行うことによる事業費の減額、及び地元調整や埋蔵文化財調査に時間を要したことによる事業期間の延伸である。

用地取得に一定の目処が立っていること、計画区間の縮小によりバイパス機能の早期発現が見込まれることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和7年度の完成に努められたい。

⑤道路事業 (一) ^{なかしもじょうこうふ}中下条甲府線 (^{ちょうしょうじばし}長松寺橋) (甲府市)

この事業は、甲府市飯田において竣工から60年以上経過した長松寺橋の架け替えを行い、併せて前後の道路改良を実施することで、災害時の緊急輸送道路機能や走行安全性の確保を図るものである。

今回の見直し案の主たる内容は、橋梁の構造変更や堤防の改修範囲の変更などによる事業費の増額、及び地元住民との合意形成や河川管理者との協議に時間を要したことに伴う事業期間の延伸である。

計画への地元合意が概ね得られたこと、この事業の完成により、現行基準を満たした橋梁となるとともに、走行安全性の確保が期待されることなどから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

なお、事業実施にあたっては、付近に複数の学校施設があるため、工事中における仮設橋梁での供用の際には、歩行者・自転車の安全確保に配慮するとともに、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和10年度の完成に努められたい。

⑥道路事業 (一) ^{やながわさるはし} 梁川猿橋線 ^{おおた} (太田バイパス) (大月市)

この事業は、大月市猿橋町藤崎において、大月市中心地へのアクセス向上を目的にバイパス整備を行うものである。

今回の見直し案の主たる内容は、事業着手後に行われた詳細設計の地質調査結果に基づく軟弱地盤対策による事業費の増額、及び用地取得に時間を要したことに伴う事業期間の延伸である。

当該区間の前後は改良済みとなっており、地元からも早期の整備を求められていること、この事業により、梁川方面から市中心部へのアクセスの向上や走行安全性の確保が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和5年度の完成に努められたい。

⑦砂防事業 ^{おおつがさわ} 大津賀沢 (身延町)

この事業は、身延町上田原の土石流危険溪流大津賀沢において、台風や集中豪雨による土砂災害を防止するため、砂防堰堤を整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、資機材等の高騰による事業費の増額、及び用地取得に時間を要したことに伴う事業期間の延伸である。

この事業により、土石流被害に対する安全性の向上が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和5年度の完成に努められたい。

⑧急傾斜地崩壊対策事業 ^{せなか}瀬中の2（都留市）

この事業は、都留市四日市場の急傾斜地瀬中の2において、斜面崩壊による被害を防ぐため、防護柵などを整備するものである。

今回の見直し案の主たる内容は、地質調査結果に基づく対策施設の構造変更などによる事業費の増額、及び用地取得に時間を要したことに伴う事業期間の延伸である。

保全対象には要配慮者利用施設も含まれており、早急な対策が求められていること、この事業により土砂災害に対する安全性が確保されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和5年度の完成に努められたい。

（2）工期の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

①広域営農団地農道整備事業 ^{かやがたけとうぶ}茅ヶ岳東部（韮崎市、甲斐市）

この事業は、茅ヶ岳山麓の丘陵に広がる、水稻・果樹・野菜を主体とした自然豊かな農村地帯において、基幹となる農道を整備するものである。

今回の見直し案は、本事業の一部区間に国土調査未実施箇所があり、境界が確定できなかったことに伴い、事業期間を延伸する内容となっている。

現在、9割以上の進捗が図られていること、全線完成することにより、主要地方道甲府昇仙峡線と結ばれ、農作物の流通の合理化、観光地へのアクセス向上が期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和4年度の完成に努められたい。

②道路事業 (主) ^{にらさきしやうせんきやう} 葦崎昇仙峡線 ^{みやくぼかくふく} (宮久保拡幅) (葦崎市)

この事業は、葦崎市穂坂町宮久保において、交通の円滑化を図るための道路拡幅を行うとともに、歩行者等の安全を確保するための歩道整備を行うものである。

今回の見直し案は、用地補償交渉及び関係機関との協議に時間を要したことに伴い、事業期間を延伸する内容となっている。

本事業により、葦崎市街地から葦崎 IC へのアクセス向上や歩行者の安全性の確保などが期待されることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和3年度の完成に努められたい。

(3) 事業費の変更を行った上で継続することが妥当と判断した事業

①畑地帯総合整備事業 ^{かやがだけせいろく} 茅ヶ岳西麓 (北杜市)

この事業は、北杜市明野町浅尾他において、農地の集積・集約化を促進し、新たな地域農業の展開を図るため、農業法人を中心とした大規模経営体の参入を視野に、用排水路、鳥獣害防止施設の整備や区画整理を行うものである。

今回の見直し案は、区画整理・用排水施設整備の内容変更に伴い、事業費を増額する内容となっている。

現在、7割程度の進捗が図られており、整備が完了した農地では、既に大規模農業法人が醸造用ぶどうの栽培を開始している。本事業により、更なる野菜や醸造用ぶどう産地の形成が期待され、早期の整備要望も高いことから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、時間管理を徹底し、当初計画のとおり令和3年度の完成に努められたい。

②流域下水道事業 かまなしがわりゅういきげすいどう 釜無川流域下水道事業（富士川町 他）

この事業は、釜無川流域下水道において、幹線管渠や処理施設を整備するものである。

今回の見直し案は、処理区域の縮小により計画汚水量が減少し、処理施設の規模を変更したことから、事業費を減額する内容となっている。

引き続き、流域の水質保全を図るため流域下水道事業を推進していく必要があることから、見直し案により事業を継続することが妥当である。

事業実施にあたっては、関連市町と十分連携したうえで時間管理を徹底し、見直し案のとおり令和17年度の完成に努められたい。

3 事後評価について

3-1 事後評価実施にあたって

公共事業をより効果的、効率的に計画・実施していくためには、完了した事業を厳密に検証し、その結果を今後の事業展開に反映させることが必要である。

このため、事後評価では、整備が完了した事業について、事業目的の達成度や環境への影響などの検証を行い、必要に応じて適切な改善措置等を検討することとしている。今回は、以下の8事業について事後評価の審議を行った。

個々の事業に対する意見は次のとおりである。

3-2 個別事業に対する意見

①林道事業 林道おくせんじょう奥仙丈線（甲府市）

この事業は、甲府市川窪町から黒平町における森林の伐採、再造林を効率的に行うため、森林基幹道を整備したものである。

本事業により、森林整備が計画的・効率的に行われ、主伐や間伐による木材の搬出も円滑に行われていることから、事業効果は大きいと判断される。また、森林整備が促進されたことで、水源かん養等公益的機能の向上にも寄与していることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

②畑地帯総合整備事業 なかじょう 中条（韮崎市）

この事業は、韮崎市中田町中条地内に広がるものの生産が盛んな果樹地域において、営農条件を改善し、本地区の営農の維持発展を図るため、農業生産基盤を総合的に整備したものである。

整備後は、農業用水の安定供給がなされ、高品質な農作物が生産されている。また、区画整理により作業効率の良い農地が確保され、高齢化の進む当地域において農家の労力軽減ならびに新たな担い手の確保につながり、地域営農の維持に貢献している。さらには、生産基盤の整備に伴い高品質なももが生産され、地域の拠点施設である新府共選所においても県内外からの来訪者で賑わいを見せるなど多くの効果が発現されており、地域の特色を生かした農業振興が図られていると認められることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

③広域営農団地農道整備事業 かいこまがたけ 甲斐駒ヶ岳（韮崎市、北杜市）

この事業は、甲斐駒ヶ岳の麓において、地域一帯の流通の合理化や沿線農地の利便性の向上、集落間のアクセス向上など、地域農業の持続的な発展を図ることを目的に、農道を整備したものである。

整備後は、基幹農道が整備されたことにより農作物輸送や農地への往来が効率的になり、沿線には施設栽培を行う農業法人が参入し、農作物の販売促進に繋がるなど地域農業の振興が図られている。また、生活道路や観光集客施設等へのアクセス道路として広く活用されるなど多くの効果が発現しており、事業の目的が達成されたと評価できる。

④中山間地域総合整備事業 しきしま 敷島（甲斐市）

この事業は、水稻や果樹の生産が営まれてきた甲斐市北東部の中山間地域において、農道や用排水路、区画整理、鳥獣害防止施設等の農業生産基盤や集落道等の農村生活基盤を総合的に整備したものである。

整備後は、畑地かんがい施設による農業用水の安定的な供給や鳥獣害防止施設の設置などの生産基盤の整備により、農作物の品質向上や維持管理労力の軽減など、安心できる営農環境が整えられ、地域の営農意欲が向上している。また、市民農園や農村公園などの整備により、地域住民と都市住民との交流機会が増える等の効果も発現しており、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑤道路事業 国道137号 よしだかわぐちこ（吉田河口湖バイパス）

（富士吉田市、富士河口湖町）

この事業は、富士吉田市新倉から富士河口湖町河口において、アクセスの向上による地域の交通環境の改善や、喫緊の課題である富士山火山噴火を対象とした避難ルートの確保を目的としたバイパスを整備したものである。

この整備により、課題となっていた現道の渋滞が解消され、旅行速度が上がるとともに、道路利用者の利便性の向上が図られた。また、バイパスへの通過交通の転換により、周辺的生活道路の渋滞解消、居住環境等の改善も図られており、地域の交通環境の改善に大きく貢献していることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑥道路事業 国道139号(松姫^{まつひめ}バイパス) (大月市、小菅村)

この事業は、大月市と小菅村を結ぶ国道139号における松姫峠を挟んだ急峻で狭隘な箇所について、トンネルによるバイパスを整備したものである。

この整備により、松姫峠前後の狭隘かつ急勾配の九十九折りが続く未改良区間が解消され、通行車両の安全が確保されたほか、異常気象等による通行規制も解消された。また、生活圏が大きく変化し、通勤、通学、通院、買い物などの生活環境が改善されるなど、地域に対する貢献度は大きく、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑦道路事業 (主) 市川三郷^{いちかわみさとみのぶ}身延線(黒沢^{くろさわ}バイパス) (市川三郷町)

この事業は、市川三郷町黒沢地内において、朝夕の通勤時間を中心に発生していた渋滞を解消するため、バイパスを整備したものである。

この整備により、車両の安全で円滑な通行が可能となり、中心地へのアクセスの向上が図られるとともに、現道の通過交通が減少し、安全で快適な交通環境が確保された。また、富士川左岸における緊急輸送道路として災害対応活動をより機能的かつ迅速に行うことが可能となったことから、事業の目的が達成されたと評価できる。

⑧治水事業 平等川^{びょうどうがわ} (笛吹市)

この事業は、笛吹市を流下する一級河川平等川において、洪水被害を防止するため、河川改修を行ったものである。

この整備により、流下能力が向上し、道路や学校などの重要施設が保全されるなど、地域の治水安全度が高まった。実際、平成26年10月、県内に多くの被害をもたらした台風18号による豪雨に際しても浸水被害は発生しておらず、事業による効果が確認されている。

また、周辺環境との調和に配慮した結果、良好な自然環境が形成されていることから、事業の目的が達成されたと評価できる。

4 審議経過

(1) 第1回評価委員会

開催日：令和元年6月7日（金）

内 容：前年度の評価意見に対する県の対応方針・対応状況について
事前評価事業の説明・審議（2事業）
再評価事業の説明・審議（2事業）
事後評価事業の説明・審議（3事業）

(2) 第2回評価委員会

開催日：令和元年6月27日（木）

内 容：事前評価事業の説明・審議（1事業）
再評価事業の説明・審議（5事業）
事後評価事業の説明・審議（2事業）

(3) 第3回評価委員会

開催日：令和元年7月5日（金）

内 容：事前評価事業の説明・審議（1事業）
再評価事業の説明・審議（4事業）
事後評価事業の説明・審議（2事業）

(4) 第4回評価委員会

開催日：令和元年8月2日（金）

内 容：現地視察 3箇所
再評価事業：長松寺橋、瀬中の2
事後評価事業：中条

(5) 第5回評価委員会

開催日：令和元年11月7日（木）

内 容：事前評価事業の説明・審議（2事業）
再評価事業の説明・審議（1事業）

5 令和元年度山梨県公共事業評価委員会委員名簿

委員長	<small>むらかみ</small> 村上	<small>ゆきとし</small> 幸利	山梨大学名誉教授
副委員長	<small>むとう</small> 武藤	<small>しんいち</small> 慎一	山梨大学大学院准教授
委員	<small>いしだい</small> 石平	<small>ひろし</small> 博	山梨大学大学院教授
同	<small>おおつか</small> 大塚	ゆかり	山梨県立大学教授
同	<small>おかむら</small> 岡村	<small>みよし</small> 美好	山梨大学大学院准教授
同	<small>かきしま</small> 柿嶋	<small>みほこ</small> 美保子	風土記の丘農産物加工 直売組合加工部代表
同	<small>ひらまつ</small> 平松	<small>しんや</small> 晋也	信州大学教授
同	<small>ほさか</small> 保坂	ひとみ	(有)メディアアイ コーポレーション 代表取締役
同	<small>まつもと</small> 松本	<small>たけし</small> 武	東京農工大学大学院講師
同	<small>よしだ</small> 吉田	<small>しゅういちろう</small> 修一郎	東京大学大学院教授

(敬称略：委員は五十音順、役職は令和元年11月現在)